

令和8年度 市民活動支援事業 概要

日産スタジアムのある新横浜公園では、スポーツに限らず、「環境」・「自然」・「地域文化」など様々な活動を行い、魅力ある身近な公園として多くの皆さんにご利用いただく取組を推進しています。

その一環として、市民活動団体の皆様との協働事業を行っています。当公園を活動場所として、広く市民の皆さまを対象とする事業を企画し実施する団体には助成金の交付を行い、団体の活動を年数に応じて段階的に支援します。年数の経過した団体には助成金の交付を終了しますが、活動場所の提供等を継続して各団体との協働事業を継続します。

市民活動支援事業の概要

【目的】

新横浜公園内で市民団体が行う自主活動に対して、公益財団法人横浜市スポーツ協会公園管理局（以下、「公園管理局」という。）が、活動の場の提供と経費の一部を助成し、市民との協働による新横浜公園の魅力づくり、公園利用者の満足度の向上及び市民活動の支援を目的とする。

【支援内容】

- ①活動の場の提供 ②経費の一部助成（詳細下記参照）

【対象団体】

横浜市内に活動の拠点となる事務所等を有している非営利の団体

助成事業の概要

- 次の条件を満たしている事業が対象となります。
 - (1) 新横浜公園内で行う継続的な活動であり、年2回以上新横浜公園内において不特定の市民を対象にした行事を開催すること。なお、事業の内容によっては成果物の提出によって行事の開催に置き換えることができる。
 - (2) 新横浜公園の魅力の向上に寄与するとともに、新横浜公園を広く市民にPRできる活動であること。
 - (3) 活動の場所に新横浜公園の運動施設を含んでいないこと。
 - (4) 活動の実施にあたって、新横浜公園の地形や施設の変更を伴わないこと。
 - (5) 政治、宗教及び営利を目的とした活動でないこと。
 - (6) 新横浜公園の公共性や設置目的等から逸脱していないこと。
- 助成金額は、年間20万円を限度とし、助成対象事業経費総額の5分の4以内で、予算の範囲内での交付とします。
- 交付対象年数は3年間を上限として、次の通り限度額を設定します。
1年目：20万円 2年目：15万円 3年目：10万円 *助成対象経費は別紙参照
- 4年目以降の活動を希望する場合
現在継続的に活動している団体で、継続期間が次年度に4年目以上となる団体は協働事業または自主的活動となります。
<自主的活動>
支援内容：活動の場の提供
 - ・これまでの助成対象事業を助成金無しで継続します。
 - ・イベント当日の公園職員の対応は原則ありません。

<協働事業>

支援内容：事業検討、活動の場の提供、一部経費の支出

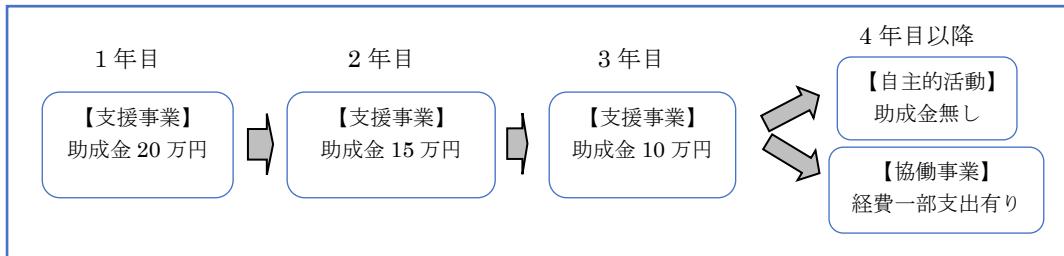
- ① 事業対象は次に挙げる特徴的な活動であることとします。

新横浜公園の植栽等の環境向上に資する活動、周辺地域の風習・伝統などに関する活動、その他公園管理局が認めたもの。

*事業内容の他に、類似内容の有無、代替性の有無、市民活動の活性化などを考慮して決定します。

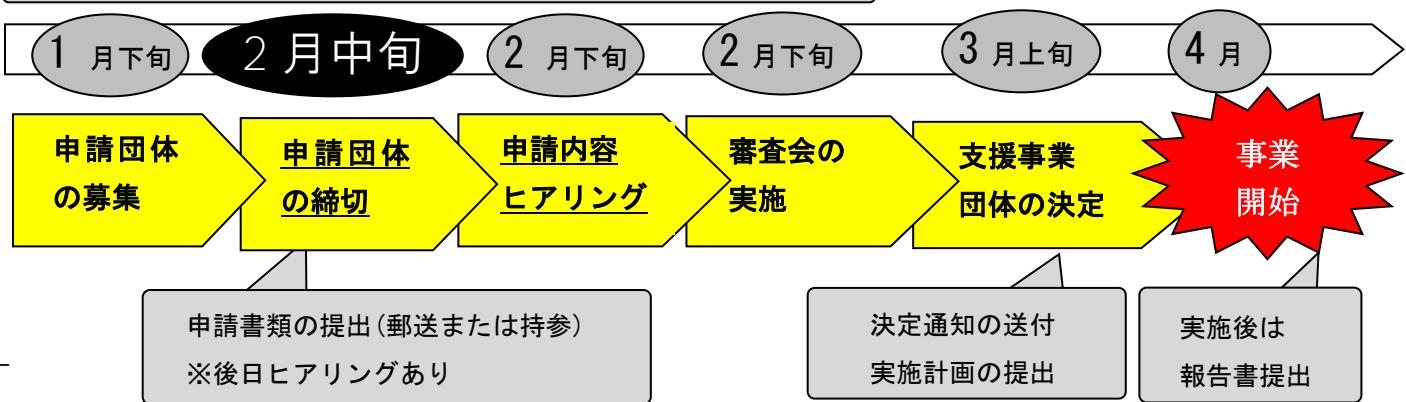
- ② 事業にかかる経費について、必要に応じて経費の一部を公園管理局にて支出します。

支出額は予算の範囲内で20万円を上限とし、申請書類記載内容を判断し決定します。



- 助成対象期間は、当該年度 4月 1日から 3月 31日までに実施する事業とします。

令和8年度（2026年度）公募・申請から決定・実施の流れ



[お問い合わせ]

新横浜公園(日産スタジアム) 事業課 池田

電話：045(477)5008（火曜日休場）